

# 川崎市 循環型社会形成推進地域計画

川 崎 市

平成28年12月15日 作成

平成30年11月20日 変更

令和元年11月29日 変更

令和2年 4月 1日 変更

令和2年12月 2日 変更

令和3年12月24日 変更

令和4年11月25日 変更

## 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	3
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設等の整備	15
(4)	施設整備に関する計画支援事業	16
(5)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	16
(6)	その他の施策	16
4	計画のフォローアップと事後評価	19
(1)	計画のフォローアップ	19
(2)	事後評価及び計画の見直し	20
添付資料 1	対象地域図	21
添付資料 2	トレンドグラフ	22
添付資料 3	地域内の施設の現況と予定（位置図）	26
添付資料 4	川崎市津波ハザードマップ及び洪水浸水想定区域図	27
添付資料 5	国土強靱化地域計画（事業記載部の抜粋）	36
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	37
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	39
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	40
参考資料様式 2	施設概要（エネルギー回収施設系）	41
参考資料様式 8	計画支援概要	43

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域【対象地域図参照】

市町村名 川崎市  
面積 144.35 km<sup>2</sup>  
人口 1,489,564 人（平成 28 年 10 月 1 日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 7 年間の計画期間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。



対象地域図

### (3) 基本的な方向

ごみの減量化・資源化に向けた取組として、市民・事業者・行政が協働して、ライフスタイルを見直し、環境配慮行動の実践に取り組むことにより、リデュース・リユースといったごみの発生抑制を進めるとともに、やむを得ず出てしまったごみは、できる限りリサイクルするように、分別排出の徹底に関する取組を推進する。

廃棄物処理体制の確立に向けた取組として、廃棄物処理施設の長寿命化に向けた予防保全的整備や老朽化した施設の計画的な建替え等により、引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況変化にも的確に対応していくとともに、災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理を行うことができるよう、庁内体制の強化、民間事業者などとの連携強化及び廃棄物処理施設の耐震化、浸水対策等の災害対策を講じる。

低炭素社会・自然共生社会を目指した取組として、エネルギー資源の効果的な活用を目指し、建替えを行うごみ焼却処理施設に、より高効率な発電や熱回収の利活用が図れるよう廃棄物発電の整備を行う。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成 27 年度から 3 処理センター体制へ移行し、浮島、堤根及び王禅寺の 3 つの処理センターでごみ焼却処理を行っている。また、川崎市域で発生するごみは、川崎市内で単独処理を行っている。

本市では、今後も効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに安定的な処理体制の運営に努めていく。

### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

従来よりプラスチック製容器包装は分別収集し、浮島処理センター資源化処理施設にて選別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託してきた。

プラスチック製品は当面の間、市民に対してデジタルツールや広報誌等を活用した普及啓発や情報発信、環境教育を実施し、自主的に 3R+Renewable に取り組むことを促進した上で、普通ごみ（可燃ごみ）として焼却処理を継続するが、今後分別収集に向け、早期にプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収事業の仕組みを構築し、プラスチック資源の分別収集・リサイクルの取組を進める。

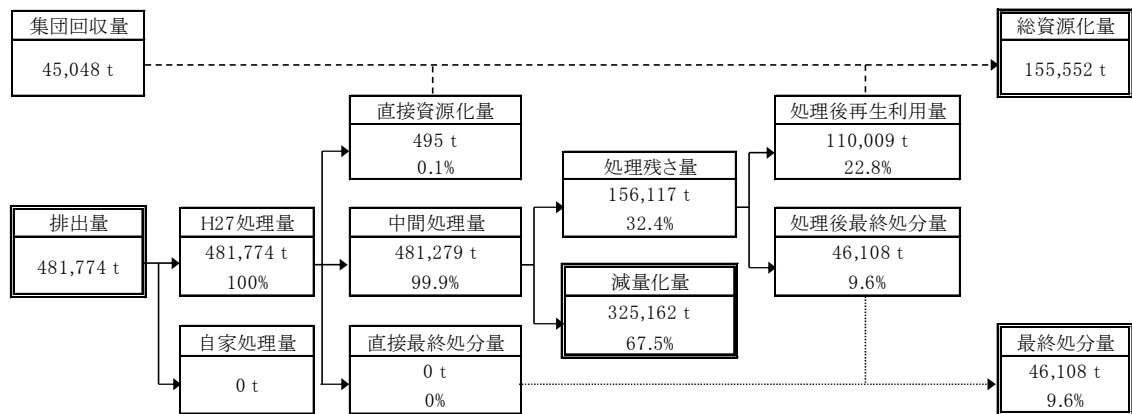
## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

#### ア 一般廃棄物の処理

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

なお、浮島・堤根・王禅寺処理センターは、ごみ焼却時に発生するエネルギーを有効利用するため、発電設備が設置されており、浮島処理センターを除いた堤根・王禅寺処理センターでは、隣接する余熱利用市民施設のプール等に蒸気を供給している。



※割合・合計が合わない箇所は端数処理によるものである。

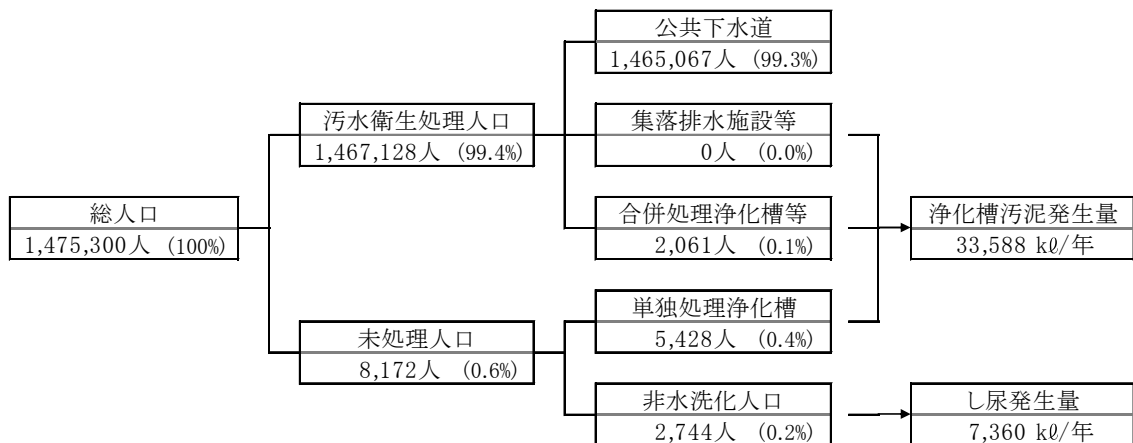
図1 一般廃棄物の処理状況フロー

### イ 市が行っている産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理については、浮島2期廃棄物埋立処分場において、市内の小規模事業者が排出する市の受入基準を満たした産業廃棄物の一部（がれき、汚泥等）及び建設緑政局、上下水道局で発生する汚泥を受け入れており、平成27年度については約1,797トン埋立処分している。

### (2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※割合・合計が合わない箇所は端数処理によるものである。

図2 生活排水の処理状況フロー

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり、目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成27年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和6年度)
排出量	事業系 総排出量	175,078 トン	158,500 トン (-9.5%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.86 トン/事業所	2.30 トン/事業所 (-19.6%)
	生活系 総排出量	306,696 トン	303,376 トン (-1.1%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	170 kg/人	155 kg/人 (-8.9%)
合計 事業系生活系排出量合計	481,774 トン	461,876 トン (-4.1%)	
再生利用量	直接資源化量	495 トン (0.1%)	626 トン (0.1%)
	総資源化量	155,552 トン (29.5%)	167,400 トン (33.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	117,750 MWh	165,700 MWh
		3,113 GJ	8,605 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	46,108 トン (9.6%)	41,914 トン (9.1%)

※割合・合計が合わない箇所は端数処理によるものである。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

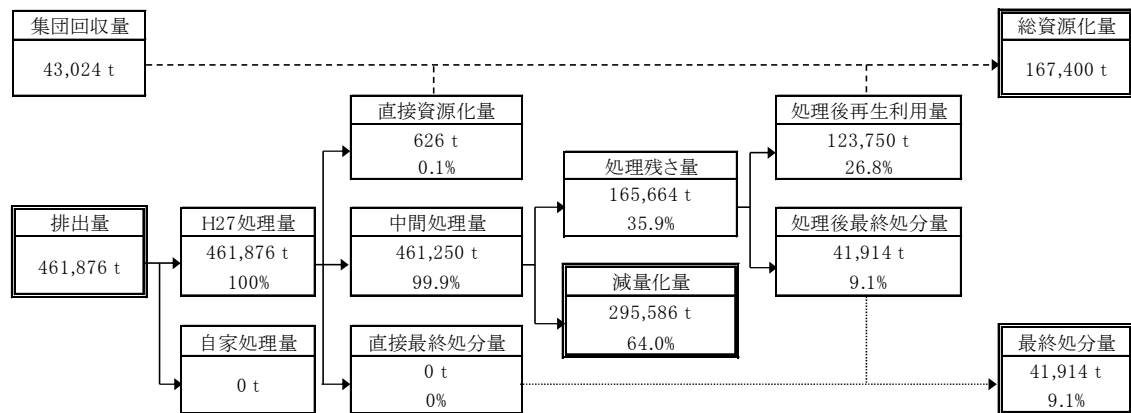
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕



最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※割合・合計が合わない箇所は端数処理によるものである。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

### 3 施策の内容

資源循環・低炭素・自然共生の取組を総合的に推進していくとともに、市民一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で環境配慮行動を行っていく“エコ暮らし”なライフスタイルを実践していくことが重要である。川崎市一般廃棄物処理基本計画の第1期行動計画(以下「行動計画」という。)に位置付けられる取組すべてが、最終的に、“エコ暮らし”につながっていくが、行動計画の中でも、特に“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換につながる重要な取組には、表中に「エコ暮らし」マークをつけて明確化しており、は重点施策を示す。なお、行動計画の計画期間は、平成28年度から平成29年度までの2年間とする。

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

ごみの有料化は、ごみの減量化、資源化のための一つの手法であり、生活系ごみにおいては、粗大ごみについて、一般のごみと比べて家庭ごとの排出量、排出頻度に格差があることから、粗大ごみの処理券による有料化を行っている。他の生活系ごみについても、ごみの減量化の進捗状況や他都市の動向等の調査研究を行っているが、本市においては、着実にごみの減量化、資源化が図られており、引き続き、環境教育・環境学習による意識醸成などの取組を進め、ごみの発生抑制、再使用を図っていく。

事業系焼却ごみについては、本市の焼却処理施設に搬入する場合、従量制による処理手数料を徴収している。

##### イ 「環境市民」をめざした取組







市民・事業者・行政が協働・連携して、これまでのライフスタイルを見直し、環境配慮行動“エコ暮らし”の実践に取り組めるように、環境教育・環境学習の場を提供するとともに、情報共有が確実に図れるよう、新たな仕組みづくりに取り組み、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指す。

(ア) 環境教育・環境学習の推進







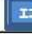
No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	幼児への普及促進 	(社)川崎市幼稚園協会と連携し、プログラム等を幼稚園に配布し、教材としての活用を図ります。また、保育園における環境教育の普及促進を進めます。	●幼稚園協会や保育園と連携した環境教育の普及促進	→	●事業推進
②	低年齢層への普及促進 	環境意識の芽生えと家庭への波及を目指し、廃棄物分野における取組事例の紹介を行うなど内容の充実を図り、主に小学4年生を対象としたごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前ごみスクール」の充実を図ります。また、社会科補助教材として社会科副読本「くらしとごみ」を作成し、市内公・私立小学校を対象に配布するとともに、「わたしたちのくらしと環境」(小学校用)や「あしたをつかめ! YES, we can!」(中学校用)を市立小中学校に配布するなど、自分達が分別した資源物がどのようにリサイクルされているかを分かりやすく表現したリーフレットの作成など、環境教育用教材の充実を図ります。	●出前ごみスクールの充実 ●環境教育用教材の充実	→	●事業推進
③	若年層や外国人への普及促進 	スマートフォンアプリやイラストで分別ルールをわかりやすく表現したリーフレット等を活用しながら、関係機関等と連携し、若年層や外国人向けの普及啓発の充実を図ります。	●アプリやリーフレット等を活用した普及啓発	→	●事業推進
④	市民・事業者への普及促進 	廃棄物分野における取組事例やごみ処理に係る経費を紹介するなど、町内会・自治会等の会合や各種イベントにおいて、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」の充実を図ります。また、事業者等と連携し、本市が取り組んでいる廃棄物事業について説明を行なうなど、勉強会を開催し、ともに環境意識の向上を図ります。	●ふれあい出張講座の充実	→	●事業推進
⑤	普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実 	新たにオープンした王禅寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナーなどにおいて、資源循環・低炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点を活用し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●普及啓発拠点を活用した総合的な環境学習の推進	→	●事業推進
⑥	イベント等での啓発活動の充実 	市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、原則として、毎月3日に設定している「3R推進デー」を活用してPR活動を行ったり、市民祭りははじめとした各種イベント等に出席し、3Rに係る啓発活動を実施します。また、フリーマーケット等を開催するとともに、学園祭やイベント等において、リユース食器やマイボトルなどの利用促進を呼びかけます。	●イベント等での啓発活動の充実 ●リユース食器やマイボトルの利用促進	→	●事業推進



(イ) 情報共有の推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	多様な媒体を活用した情報提供 	資源物とごみの分別ルールや、廃棄物関連情報のほか、市民団体等の活動内容、取組の紹介など、様々な情報を、市ホームページや、スマートフォンアプリ、地域情報誌、3Rニュースなど、多様な媒体を活用して情報発信し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●多様な媒体を活用した情報発信	→	●事業推進
②	資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供 	大学と連携して開発した資源物とごみの分別アプリを活用し、きめ細かな情報提供を実施し、若年層を中心とした3Rに対する意識啓発を図るとともに、「資源物とごみの分け方・出し方」や外国人向けリーフレットを適宜更新します。 また、リサイクルされたものが最終的にどのように有効活用されていくかなどを各種広報媒体や映像を活用して発信し、市民の分別意識の向上を図ります。	●資源物とごみの分別アプリの普及 ●「資源物とごみの分け方・出し方」などの更新 ●映像等を活用したリサイクルの意識啓発の推進	→	●事業推進
③	家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と新たな指標づくりの検討  	家庭のごみダイエット・チェックシートの普及を図り、市民に対する3Rの意識啓発を図ります。 また、エコ暮らしを推進すると、どれくらい環境に貢献したかなどがわかる、新たな指標づくりについて検討を行います。	●家庭のごみダイエット・チェックシートの普及 ●新たな指標づくりの検討	→	●事業推進 ●新たな指標を活用した普及啓発
④	公共施設等における普及啓発の充実  	公共施設等、市民が多く集まる施設において、様々な手法を活用しながら、ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発の充実を図ります。	●公共施設等を活用した普及啓発の充実	→	●事業推進






(ウ) 市民参加の促進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物減量指導員等との連携強化  	廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会・施設見学会や情報交換を行うとともに、3R推進デーなど様々な機会を捉えて、廃棄物減量指導員や生活環境事業所、関係機関等との連携強化を図ります。	●廃棄物減量指導員等との連携	→	●事業推進
②	地域環境リーダーの育成 	地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識や技術を習得するための講座を開催します。	●地域環境リーダー育成講座の実施	→	●事業推進
③	新たな市民参加の取組  	ごみの問題は市民生活に密着していることから、ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、自由に意見交換を行う新たな市民参加の取組として「ごみゼロカフェ」を開催します。 市民の関心があるテーマを選定し、参加者を広く募集して開催します。 「ごみゼロカフェ」で出されたごみ減量のアイデア等については、広く市民等実践してもらうため、広報誌などを活用し、周知を図ります。	●ごみゼロカフェの開催	→	●事業推進
④	環境パートナーシップかわさきの推進 	環境基本条例第15条2項に基づき、市民・事業者・行政の協働による環境についての地域における活動を促進するため、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講じます。	●環境パートナーシップかわさきの開催	→	●事業推進
⑤	環境功労者表彰の取組 	環境に配慮した活動を実践する市民・事業者等の功績を称えるとともに、環境配慮の行動が全市的に広がることを目的に表彰を行います。	●環境功労者表彰の実施	→	●事業推進

ウ ごみの減量化・資源化に向けた取組

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの主体ごとに、まずはリデュース・リユースといったごみの発生抑制に重点を置き、やむを得ず出てしまったごみの中で、資源化できるものは、リサイクルすることの習慣化を目指す。

(ア) 生活系ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	分別排出の徹底  	資源物の普通ごみへの混入が見受けられることから、警告シールの貼付や収集保留など、対応を強化するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進に向け、廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携して分別排出の強化を図ります。	●地域と連携した分別排出の強化	→	●事業推進
②	製品の適正包装の推進 	市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対し、製品の適正包装及びレジ袋削減の推進に向けた協力を要請するとともに、事業者と協働した新たな取組について検討するなど、生活系ごみのさらなる減量化を図ります。また、レジ袋の有料化や辞退者への特典付与、マイバッグの利用促進など、市民・事業者・行政の協働や創意工夫による様々な手法を通じてレジ袋を削減し、環境配慮型ライフスタイルの確立を図ります。	●製品の適正包装及びレジ袋削減の推進 ●事業者と協働した新たな取組の検討	→	●事業推進
③	拠点回収・店頭回収の拡充 	市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の店頭回収や拠点回収の充実を引き続き推進します。また、回収拠点や対象物の拡充を含め、資源化促進に向けた取組について、検討を進めます。	●資源物等の拠点回収・店頭回収の推進	→	●事業推進
④	資源集団回収の充実 	資源集団回収は、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図ります。	●回収頻度・回収場所の増加 ●新規団体の登録促進 ●効果的な広報活動による情報提供	→	●事業推進

(イ) 事業系ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物の再利用及び再生利用等に取り組む店舗等に係る認定制度の普及	廃棄物の再利用及び再生利用等に取り組む店舗等（リサイクルエコショップ）の認定制度について、制度の見直しや市民の認知度向上、認定店のメリット拡充、対象となる取組の拡大など、制度の充実に向けた検討を進めます。	●新たな名称による店舗等認定制度の実施 ●対象店舗等の拡大等、制度のさらなる充実に向けた検討	→	●事業推進
②	事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底	事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・準多量排出事業者」に認定し、事業系ごみの減量化・資源化に係る取組事例等の広報の充実を図るとともに、きめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。また、事業系ごみの資源化手法等に係る広報を市内全事業者を対象に実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。	●多量・準多量排出事業者に対する広報・指導 ●市内全事業者を対象とした情報提供	→	●事業推進
③	事業系一般廃棄物処理手数料見直しの検討	3処理センター体制移行後のごみ処理費用をもとに、社会経済状況や他都市状況を勘案し、事業系一般廃棄物処理手数料等の見直しに向けて検討を行います。	●手数料見直しの検討	→	●事業推進
④	処理センターによる事業系古紙の資源化の促進	事業系一般廃棄物に含まれる古紙類の資源化を推進するため、内容審査を充実するとともに、古紙類の資源化手法や市内の古紙再生業者の紹介等を行うなど、事業者へのフォローアップを行います。	●内容審査の充実 ●事業者へのフォローアップ	→	●事業推進
⑤	事業系資源物のリサイクルルートの拡充	古紙類、剪定枝、厨芥類等の資源化について事業者への普及啓発を行うとともに、事業系資源物のリサイクルルートの拡充に向けた支援を行います。	●事業系ごみの資源化に向けた普及啓発 ●古紙類に係るリサイクルルートの拡充支援	→	●事業推進
⑥	低CO <sub>2</sub> 川崎ブランドの推進	ライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「低CO <sub>2</sub> 川崎ブランド」を推進します。	●低CO <sub>2</sub> 川崎ブランドの認定及び普及の推進	→	●事業推進

(ウ) 市の率先したごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進	市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の周知徹底を図ります。	●本庁組織におけるごみ減量化運動	●各区役所におけるごみ減量化運動	●市役所出先機関におけるごみ減量化運動
②	エコオフィスの推進	市民や事業者等に率先して、庁内の省エネやリサイクルなど環境配慮の取組を推進します。	●エコオフィス管理システムの運営	→	●事業推進
③	グリーン購入の促進	ごみの発生の少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入の拡大に向けた取組を、全庁で引き続き取り組みます。	●グリーン購入の推進	→	●事業推進



(エ) 生ごみの減量化・資源化

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	エコ・クッキング講習会の開催 	食を通じた環境配慮行動の普及事業として地球に優しい「エコ・クッキング」事業を、小・中学校PTAを対象に実施します。	●エコクッキングの実施	→	●事業推進
②	食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進  	本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」の削減に向け、外食産業と連携し、市民への普及啓発を図ります。 また、食品廃棄物のリサイクル推進に向け、食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握するとともに、対象事業者への普及啓発に向けた取組を強化します。	●外食産業と連携した「食品ロス」削減の取組実施 ●食品廃棄物のリサイクル推進に向けた普及啓発	→	●事業推進
③	3きり運動の推進  	使いきり・食べきり・水きりのいわゆる「3きり」を中心とした取組について、生ごみの減量化に向けた普及啓発の充実を図ります。	●普及啓発物の作成・配布、ホームページの作成	→	●事業推進
④	生ごみリサイクルに係る助成制度の充実 	生活系生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入に対する助成を行います。 また、生ごみの減量と資源の循環を推進することを目的として、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等を堆肥化し農地や公園の花壇などに有効活用する市民団体の活動を助成します。 これらの助成制度については、より活用しやすいものにするための検討を行います。	●生ごみ処理機等の購入助成 ●市民団体の生ごみリサイクルの活動助成	→	●事業推進
⑤	生ごみリサイクルに係る取組の推進  	生ごみリサイクルについての知識や経験の豊富な方として認定された「生ごみリサイクルリーダー」を地域等に派遣したり、教材等を活用するなどして、生ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発の充実を図るとともに、生ごみリサイクルの学習の場として、生ごみの減量化や堆肥化、その堆肥の活用方法等についての講習会等を開催します。 また、生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、市内企業、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。 家庭で生成された生ごみ堆肥について、研究機関等と連携し、実証栽培等をするなどで、その成果を踏まえながら、生ごみ堆肥の活用の場を広げていけるよう取り組みます。	●生ごみリサイクルリーダーの派遣による講習会等の開催 ●生ごみリサイクル関係者の交流会開催 ●研究機関等と連携した生ごみ堆肥化の実証試験	→	●事業推進
⑥	公共施設における生ごみリサイクルの推進 	生ごみ処理機「キエーロ」を活用し、区役所のレストランから排出される調理残さや食べ残しを堆肥化し、区役所前広場の花壇等で使用するなど、公共施設での生ごみリサイクルの取組としてモデル事業を実施します。	●区役所における生ごみリサイクルのモデル事業の実施	→	●事業推進
⑦	小学校給食における生ごみリサイクルの推進 	小学校では、給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルに取り組んでおり、引き続き取組を推進していきます。 (2015(平成27)年度現在 飼料化：21校、堆肥化：3校)	●給食残さの飼料化などの推進	→	●事業推進
⑧	中学校給食における生ごみリサイクルの推進 	中学校給食の開始に伴い、給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルの取組に向けて検討を行います。	●給食残渣の飼料化などの推進	→	●事業推進

## (2) 処理体制

### ア 生活ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法は、表 2 のとおりである。

普通ごみについては、平成 27 年度から 3 処理センター体制への移行に伴い、浮島、堤根及び王禅寺の 3 つの処理センターで焼却処理を行っており、令和 4 年度までは現状の体制を継続する。令和 5 年度からは橘処理センターが竣工し、堤根処理センターが休止するため、浮島、橘及び王禅寺の 3 つの処理センターで焼却処理を行う。

粗大ごみ及び小物金属の処理については、橘処理センター粗大ごみ処理施設を平成 27 年度末で閉鎖し、平成 28 年度からは浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設で処理を行っており、現状の体制を継続する。

空き缶・ペットボトルの処理については、堤根処理センター資源化処理施設及び北部地域のストックヤードを平成 27 年度末で閉鎖し、平成 28 年度は南部リサイクルセンターストックヤードで積替え後委託での処理及び王禅寺処理センター資源化処理施設で処理を行っている。南部リサイクルセンターの基幹的整備工事終了後の平成 29 年度からは、南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設で処理を行う。

空きびんの処理については、北部地域のストックヤードを平成 27 年度末で閉鎖し、平成 28 年度及び平成 29 年度は堤根処理センター資源化処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設で処理を行っている。また、堤根処理センター資源化処理施設は、平成 29 年度末で閉鎖し、平成 30 年度からは南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設で処理を行う。

ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装については、浮島処理センター資源化処理施設で処理を行っており、令和 4 年度までは現状の体制を継続する。令和 5 年度からは橘処理センター資源化処理施設が竣工するため、ミックスペーパーについては浮島と橘の 2 施設で処理を行う。プラスチック製容器包装については引き続き浮島のみ 1 施設で処理を行う。

乾電池・廃蛍光管については、収集後保管し、処理委託を行っており、現状の体制を継続する。

資源集団回収の補完として年末年始等に回収している古紙及び拠点等で回収している古布については、引き続き、業者への引き渡しを継続していくが、収集品目ではないため、表 2 に記載していない。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、平成 16 年 4 月から市収集を廃止し、排出事業者が自ら処理施設に持ち込むか、排出事業者が市の許可業者と収集運搬の委託契約を結び、処理施設に搬入している。今後も、3 処理センターでの処理を継続し、不適正搬入防止のため内容審査の充実を図っていく。

また、排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物の排出を抑制し資源化を推進するため、多量排出事業者（排出量が 1 日平均 100 kg 以上又は月 3t 以上）には、「減量等計画書」、「管理責任者の選任」及び「廃棄物管理票の使用」を義務付け、準多量排出事業者（排出量が 1 日平均 30kg 以上 100 kg 未満又は月 0.9t 以上 3t 未満）には、「減量等計画書」の提出を義務付けており、引き続き、一般廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用等による減量化、資源化及び適正処理に関する説明会の開催、個別のヒアリング、

立入調査等により指導を行っていく。

なお、平成 27 年度の焼却量は約 12 万トンとなっており、事業系ごみの減量化・資源化の取組を行うことにより、令和 6 年度の焼却量を約 9 万 4 千トンとすることを目標とする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物の処理については、浮島 2 期廃棄物埋立処分場において、市内の小規模事業者が排出する市の受入基準を満たした産業廃棄物の一部（がれき、汚泥等）及び建設緑政局、上下水道局で発生する汚泥を受け入れており、平成 27 年度については約 1,797 トン埋立処分している。

今後については、引き続き、一般廃棄物の処理に影響を与えない範囲で処理するものとする。

エ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、平成 27 年度から移行した 3 処理センター体制の安定的な運営を目指す。

(ア) 安全・安心な処理体制の確立

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	廃棄物処理技術の研究と技能の継承	廃棄物処理技術に関する研究・調査等を行い、職員の知識・技術を向上させるとともに、様々な機会を通じ、職員の技能の継承を図っていきます。	●職員の知識・技術の向上と技能の継承の推進	→	●事業推進
②	ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理	浮島埋立処分場に埋立を行っているごみ焼却灰（埋立灰）については、安全・安心の観点から、放射線量等のモニタリングを継続して行っています。一時保管を行っているごみ焼却灰の処分については、コンテナの維持管理を実施しながら、引き続き処分方法等の検討を行います。	●モニタリングの実施 ●保管灰の処分方法の検討	→	●事業推進
③	有害廃棄物・処理困難物への取組	廃棄物の適正処理に向け、水銀等家庭から排出される有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルート構築に向けた取組を推進するとともに、店頭回収やリサイクル制度等の広報を実施していきます。	●適正な回収ルートとの検討と実施	→	●適正な回収ルート構築
④	廃棄物処理施設等の補修・整備	廃棄物関連施設の多くは竣工から 20 年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	●安定稼働に向けた施設整備の実施	→	●事業推進
⑤	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、災害廃棄物等処理計画などを適宜見直し、庁内体制の強化を行うとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図ります。また、国や県、近隣自治体と定期的に情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。	●必要に応じた計画等の見直し ●関係機関・団体等との調整 ●計画的な施設整備	→	●事業推進



(イ) 3 処理センター体制の安定的な運営

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	安定的な処理体制の運営	3 処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに、安定的な処理体制の運営に努めていきます。	●ごみ処理施設の安定稼働 ●安定稼働に向けた組織体制の構築及び改善	→	●事業推進
②	橋処理センターの建替	「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、既存の橋処理センターを解体撤去し、新たなごみ焼却処理施設及びミックスパー資源化処理施設の整備を進めます。(平成 20 年度～令和 5 年度)	●解体撤去工事の着手 ●建設工事の発注準備	→ ●建設工事の着手	●事業推進(～2021(H33)年度) ●既存解体撤去工事終了
③	堤根処理センターの建替	「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、堤根処理センターの建替えに向けた準備を進めます。(平成 26 年度～令和 17 年度)	●基本構想の策定 ●基礎調査等の実施	→ ●基本計画の検討	●事業推進 ●法的手続きの実施

(ウ) 効果的・効率的な処理体制の構築

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	計画のフォローアップ	施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、計画のフォローアップを実施するとともに、次期行動計画の策定を行います。	●第 1 期行動計画のフォローアップ ●次期行動計画の策定に向けた検討	→ ●次期行動計画の策定	●次期行動計画のフォローアップ
②	効果的な経済的手法の研究	効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。また、既存の手数料についても、随時、適正かどうか見直しを行います。	●経済的手法の調査・研究の実施	→	●事業推進
③	民間活力の導入	空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化等、効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、取組を推進します。また、本市のごみ収集業務のあり方や普通ごみ収集運搬業務における民間事業者の育成手法、民間活力の導入の規模や時期などについても検討を行います。	●空き缶・ペットボトルの収集委託の実施(中原・高津・宮前)	→ ●空き缶・ペットボトルの収集委託の実施(多摩・麻生)	●事業推進

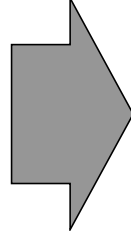
オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道が普及している地域のし尿は通常、公共下水道を通じて処理されているが、公共下水道の普及していない地域等においては、一般廃棄物として収集・処理を行っている。また、その他として、生物処理タイプによるディスポーザー(生ごみ粉碎機)排水処理システムの排水処理槽から発生した汚泥については、申込に基づき、一般廃棄物として市が収集・処理を行っている。

また、平成 29 年 5 月に策定された「塩浜 3 丁目周辺地区土地利用計画」において、現施設(入江崎クリーンセンター)の敷地が憩い・交流機能となるため、老朽化が進んでいる現施設を塩浜中公園跡地へ移転更新すると位置付けられている。

表2 川崎市の生活ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成27年度)				今後(令和6年度)				
分別区分	処理方法		処理施設等	分別区分	処理方法		処理施設等	
							一次処理	二次処理
普通ごみ	焼却 (熱回収)	発電・熱供給	焼却施設 ・浮島処理センター(発電・熱供給) ・堤根処理センター(発電・熱供給) ・王禅寺処理センター(発電・熱供給)	普通ごみ	焼却 (熱回収)	発電・熱供給	・浮島処理センター ・橘処理センター ・王禅寺処理センター	・(焼却灰)浮島廃棄物埋立処分場
粗大ごみ	複合	破碎選別	・浮島処理センター粗大ごみ処理施設 ・橘処理センター粗大ごみ処理施設(平成27年度末閉鎖)	粗大ごみ	複合	破碎選別	・浮島処理センター粗大ごみ処理施設 ・王禅寺処理センター資源化処理施設	金属:売却
小物金属		金属:破碎、売却 可燃物:破碎、焼却(熱回収)						可燃物:破碎、焼却(熱回収)
空き缶	リサイクル	圧縮、売却	・南部リサイクルセンター ・堤根処理センター資源化処理施設(平成27年度末閉鎖) ・北部地域ストックヤード(中継施設。平成27年度末閉鎖)	空き缶	リサイクル	圧縮、売却	・南部リサイクルセンター ・王禅寺処理センター資源化処理施設	売却
ペットボトル		圧縮、売却	・南部リサイクルセンター ・堤根処理センター資源化処理施設(平成27年度末閉鎖) ・北部地域ストックヤード(中継施設。平成27年度末閉鎖)	ペットボトル		圧縮、売却	・南部リサイクルセンター ・王禅寺処理センター資源化処理施設	売却
空きびん		手選別、破碎、売却	・南部リサイクルセンター ・堤根処理センター資源化処理施設(平成29年度末閉鎖) ・北部地域ストックヤード(中継施設。平成27年度末閉鎖)	空きびん		手選別、破碎、売却	・南部リサイクルセンター ・王禅寺処理センター資源化処理施設	売却
ミックスペーパー		圧縮、売却	・浮島処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー		圧縮、売却	・浮島処理センター資源化処理施設 ・橘処理センターミックスペーパー資源化処理施設	売却
プラスチック製容器包装				プラスチック製容器包装		圧縮、売却	・浮島処理センター資源化処理施設	売却
乾電池・廃蛍光灯		再資源化	(委託)	乾電池・廃蛍光灯		再資源化	(委託)	





(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

「(2) 処理体制」で処理を行うため、表 3-1 のとおり必要な施設整備を行う。

また、参考として市単独事業として実施する施設整備を表 3-2 に示す。

表 3-1 交付対象事業として整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土 強靱化
1	ごみ焼却施設 橘処理センター	橘処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業	600 t/日	高津区 新作 1-20-1	H29~R5 (H28~R5)	かわさき 強靱化計画
2	資源化処理施設 橘処理センター	橘処理センター(マテリアルリサイクル推進施設)整備事業	ミックス ペーパー 45t/日	高津区 新作 1-20-1	H29~R5 (H28~R5)	かわさき 強靱化計画
3	ごみ焼却施設 堤根処理センター	堤根処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業	未定	川崎区 堤根 52 番地	次期地域 計画以降 (R6~R17 予定)	—
4	ごみ焼却施設 浮島処理センター	浮島処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)基幹的設備改良事業	900 t/日	川崎区 浮島町 509 -1	R1~R5 (R1~R6)	—

(整備理由) 事業番号 1 既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号 2 リサイクルの促進

事業番号 3 既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号 4 既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

表 3-2 市単独事業として整備する処理施設(参考)

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土 強靱化
5	資源化処理施設 浮島処理センター	浮島処理センター(マテリアルリサイクル推進施設)整備事業	ミックスペーパー: 70t/日 プラスチック製容器 包装: 55t/日	川崎区 浮島町 509- 1	R5 (R5~R6)	—
6	資源化処理施設 南部リサイクルセンター	南部リサイクルセンター(マテリアルリサイクル推進施設)基幹的設備改良事業	空き缶 28t/日 空き瓶 20t/日 ペット 7t/日	川崎区 夜光 3-1-3	H29 (H28~H29)	—
7	最終処分場 浮島 2 期廃棄物埋立処分場	浮島 2 期廃棄物埋立処分場(最終処分場)基幹的設備改良事業	2,673,500m <sup>3</sup>	川崎区 浮島町 523- 1 先	H29 (H26~H29)	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

「(3) 処理施設等の整備」に先立ち、表4の通り計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
1	橘処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る地下水調査等業務委託	土壌汚染調査等	H29～H30 (H28～H30)
	橘処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る総合評価支援業務委託	総合評価落札方式業者選定支援	H29 (H28～H29)
3	堤根処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る環境影響評価等業務委託	環境影響評価等	H29～R5 (H29～R6)
	堤根処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る土壌調査等業務委託	土壌調査等	R4

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

「(3) 処理施設等の整備」に先立ち、表5の通り長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表5 長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
4	浮島処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画等策定業務委託	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援	H29



(6) その他の施策

ア 健康的で快適な生活環境づくりの取組



廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりにしっかり取り組んでいく。

また、地域課題の解決には、市民の理解と参加が不可欠であり、環境教育の実践の場にもつながるため、市民・事業者・行政が協働して課題解決に取り組んでいく。

(ア) まちの美化推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	集積所周辺等の環境美化 	資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の周辺等について、啓発・指導を徹底するとともに、3R推進デー等を活用し、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携した集積所周辺等の環境美化を図ります。	●集積所周辺等やまちの環境美化の推進	→	●事業推進
②	各種普及啓発キャンペーンの実施 	「ごみゼロの日」として5月30日に、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間に1回、大規模キャンペーンを実施します。また、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。	●「ごみゼロの日」や「環境衛生週間」での大規模キャンペーンの実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンの実施	→	●事業推進

(イ) 市民ニーズに対応した取組の推進

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	ごみ相談窓口の充実 	市民に身近な区役所等で行っている「ごみ相談窓口」について、相談業務等の充実に向けた体制の検討を行います。	●ごみ相談窓口の充実	→	●事業推進
②	ふれあい収集の推進 	自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障がい者の方々に対して実施している「ふれあい収集」について、各地域の特性を踏まえながら、取組を推進します。	●ふれあい収集の推進	→	●事業推進
③	狭あい地域等への対応	狭あい地域や交差点内などの集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。	●効果的な収集運搬の実施	→	●事業推進

(ウ) 不適正排出対策等の取組



No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	不法投棄対策の実施	関係機関との連携を図りながら不法投棄への対応を行うとともに、監視パトロールの実施や不法投棄防止用の看板、監視カメラ等の設置により、不法投棄の未然防止及び環境改善を図っていきます。	●監視パトロールの実施 ●不法投棄の未然防止及び環境改善	→	●事業推進
②	不適正排出指導の徹底	不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底、及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。また、家庭からでるごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化します。	●不適正排出事業者に対する立入調査・指導の実施	→	●事業推進
③	資源物の持ち去り対策の検討	資源物の持ち去りについて、本市の現状を把握しつつ、対策を検討します。	●資源物の持ち去り対策の検討	→	●事業推進
④	搬入禁止物の混入防止	処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センター体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。	●内容審査の強化	→	●事業推進

イ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組


廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」は当然のことであるが、「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、ごみの焼却に伴う熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガスの削減に貢献するとともに、リデュース・リユースなどのごみの発生抑制に取り組むことで天然資源の投入の抑制や埋立処分場の延命化を目指していく。

また、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいCO<sub>2</sub>の削減につながる、プラスチック製容器包装の分別排出をさらに徹底して焼却ごみの削減を図り、温室効果ガスの削減に取り組んでいく。

(ア) エネルギー資源の効果的な活用

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	ごみ発電事業の推進 	処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売却して有効利用を図るとともに、今後、建替えを行う処理センターにおいて高効率な熱回収設備の導入に向けた調整を進め、ごみ発電事業の推進を図ります。	●余剰電力の売却 ●建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入調整	→	●事業推進
②	廃棄物発電の新たな活用法の検討 	廃棄物発電の電力を活用して大型の充電式電池に充電を行い、その電池を動力源としたEV型ごみ収集車や災害時の非常用電源としての活用について、市がフィールドを提供することで事業者と連携し実証実験を行います。また、廃棄物発電による自己託送制度の活用など、エネルギーの地産地消に向けた調査研究を進めます。	●EV型ごみ収集車の実証試験の実施 ●実証試験の検証 ●エネルギーの地産地消に向けた調査・研究	→	●事業推進
③	バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	バイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた調査研究を進めます。	●バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	→	●事業推進

(イ) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	様々な地域活動団体等と連携した取組の推進 	「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」など様々な地域活動をしている方々や事業者等と情報共有を行い、様々な形で連携ができるよう検討を行います。	●様々な地域活動団体等との連携	→	●事業推進

(再掲)

No	施策名(再掲)	
①	生ごみリサイクルに係る助成制度の充実	
②	生ごみリサイクルに係る取組の推進	 
③	公共施設における生ごみリサイクルの推進	
④	小学校給食における生ごみリサイクルの推進	
⑤	中学校給食における生ごみリサイクルの推進	
⑥	橋処理センターの建替	
⑦	堤根処理センターの建替	

(ウ) 環境に配慮した処理体制の構築

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	環境にやさしい輸送システムの構築	ハイブリッド収集車等環境負荷低減車両の導入の推進及び圧縮中継施設の活用による輸送の効率化、また1995(平成7)年度から全国に先駆けて導入した鉄道による廃棄物輸送を行うなど、環境にやさしい輸送システムの構築を図ります。	●環境負荷低減車両の導入推進	→	●事業推進
②	環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営	環境マネジメントシステムを活用し、処理センターにおいて環境に配慮した事業運営を行います。	●自己適合宣言の継続 ●環境マネジメントシステム運用改善に向けた検討	→	●事業推進
③	埋立処分場延命化の研究	現在、2056(令和38)年度には一杯になると見込まれている埋立処分場をさらに延命化するための方策について調査・研究を行います。	●埋立処分場の延命化に向けた調査・研究	→	●事業推進

(エ) 蓄積された環境技術等を活かした取組

No	施策名	施策概要	事業内容		
			2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度以降
①	環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり	事業者が環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体等と連携して事業者や国に呼びかける等、取組を推進します。	●国・事業者等への要望	→	●事業推進
②	環境産業との連携	市民の環境意識の向上を図り、地域内循環を促進するため、グリーンイノベーション推進方針を踏まえながら、環境産業との連携を図り、本市に集積された事業者の環境技術等について広く周知します。	●事業者等と連携した取組の推進 ●環境技術等の効果的な周知方法の検討	→	●事業推進
③	国際貢献の推進	本市でこれまで培ってきた先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを活用し、国や事業者等と相互に連携しながら、二つの海外都市に対し廃棄物の適正処理やリサイクルに関する支援を行います。	●国際貢献の推進	→	●事業推進

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

川崎市地域防災計画、川崎市災害廃棄物等処理実施計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

※一次仮保管場所 … 一次仮保管場所は災害により発生した片付けごみを市民が仮置きするための場所で、住宅周辺の公園等の市民の生活場所に近い所に開設するものとし、街区公園等を候補地とする。

※二次仮保管場所 … 二次仮保管場所は、処理(再使用・再資源化を含む)の前に、一次仮保管場所等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管及び処理する場所とし、1 ha 以上の大規模公園等を候補地とする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

川崎市において毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、神奈川県及び環境省関東地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

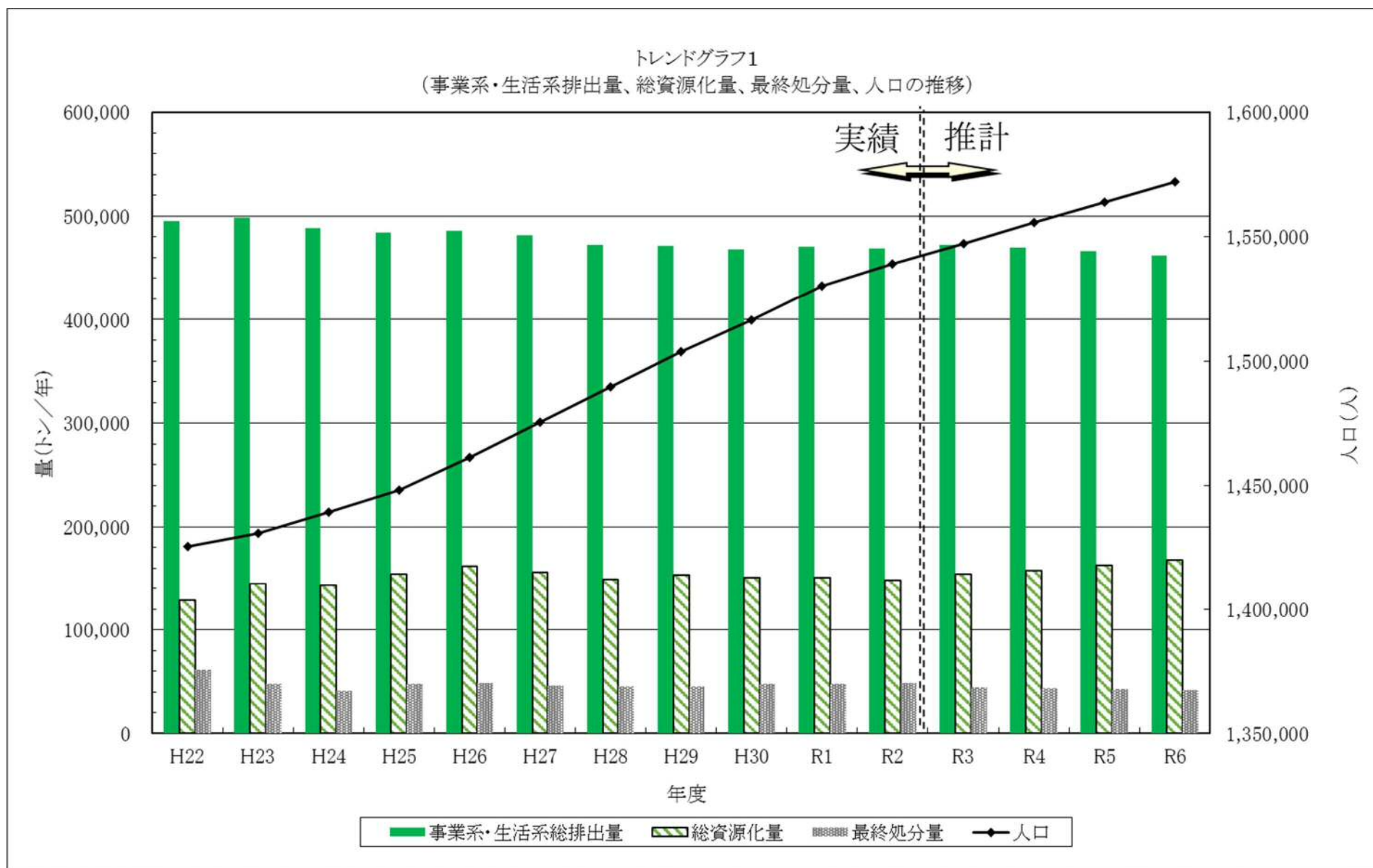
また、評価結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情報の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



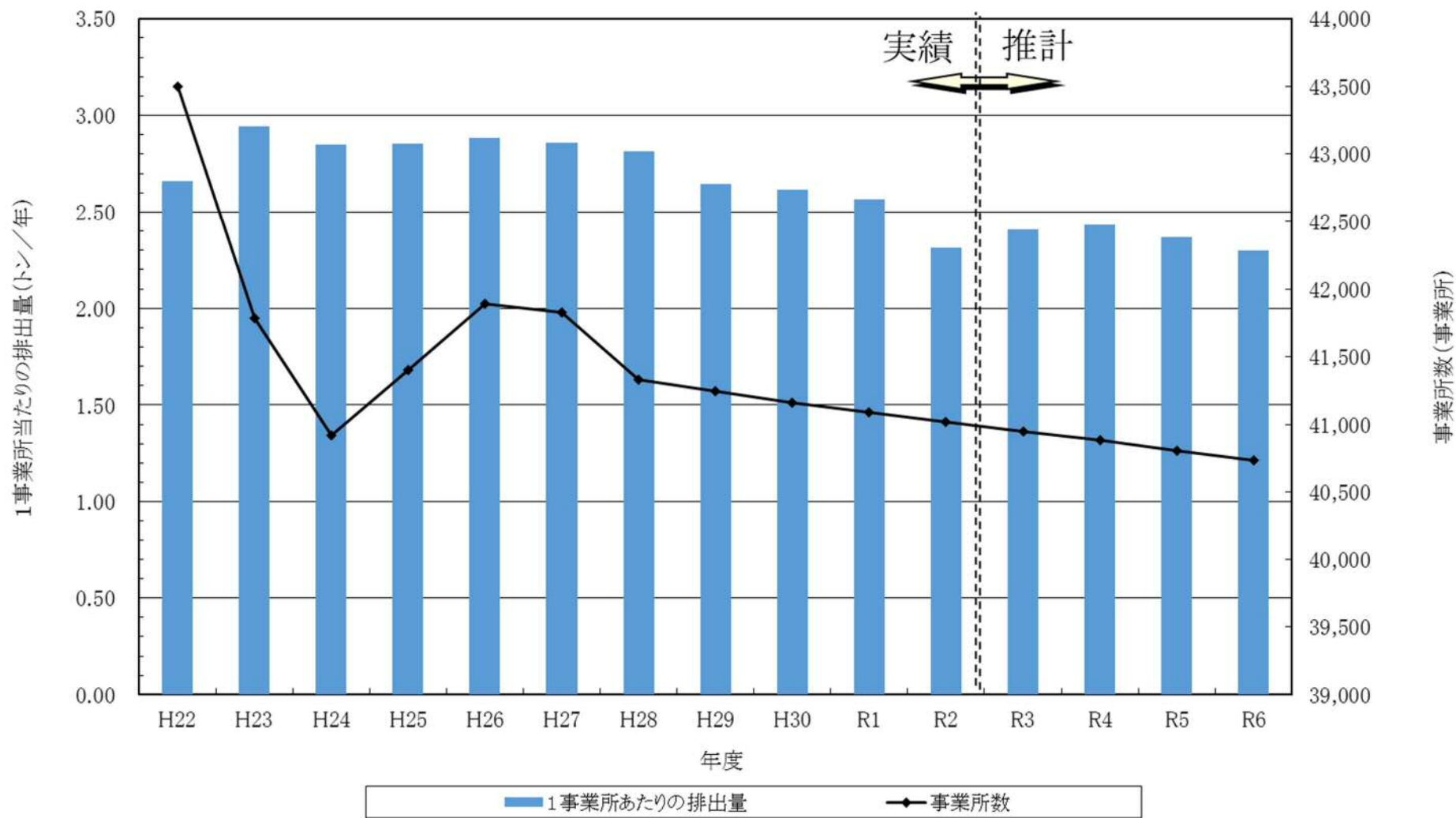


対象地域図

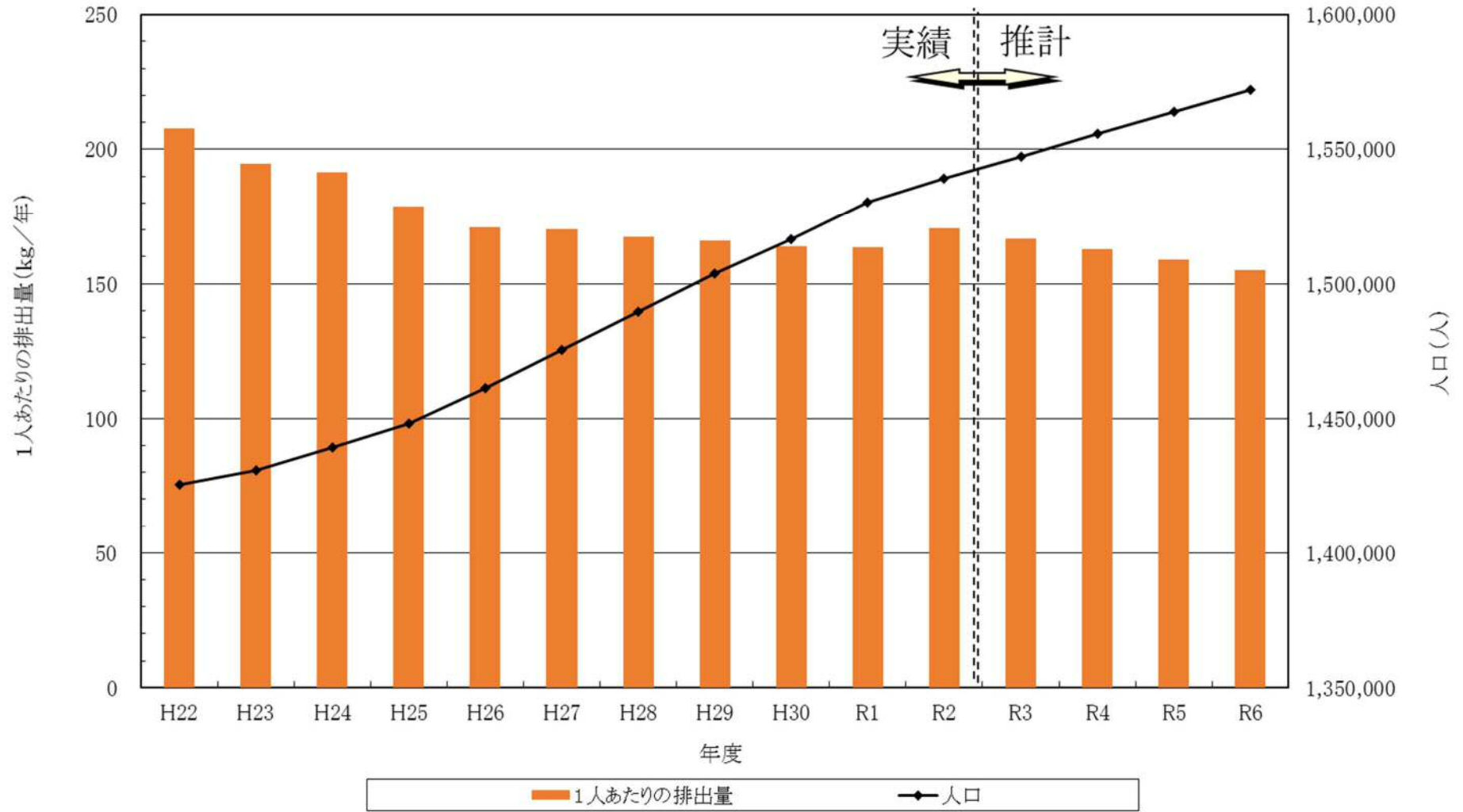




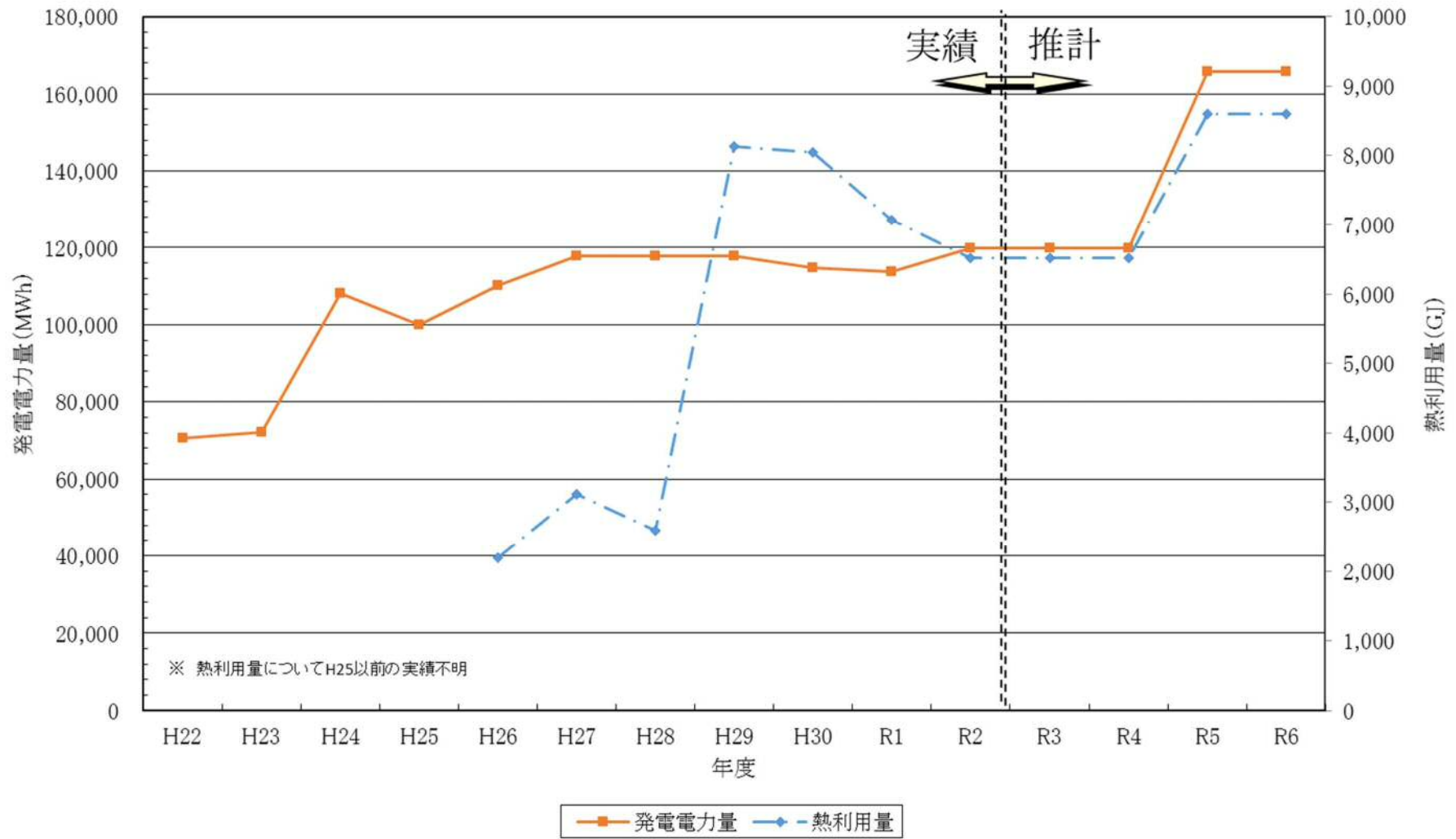
トレンドグラフ2  
 (1事業所当たりの排出量、事業所数の推移)



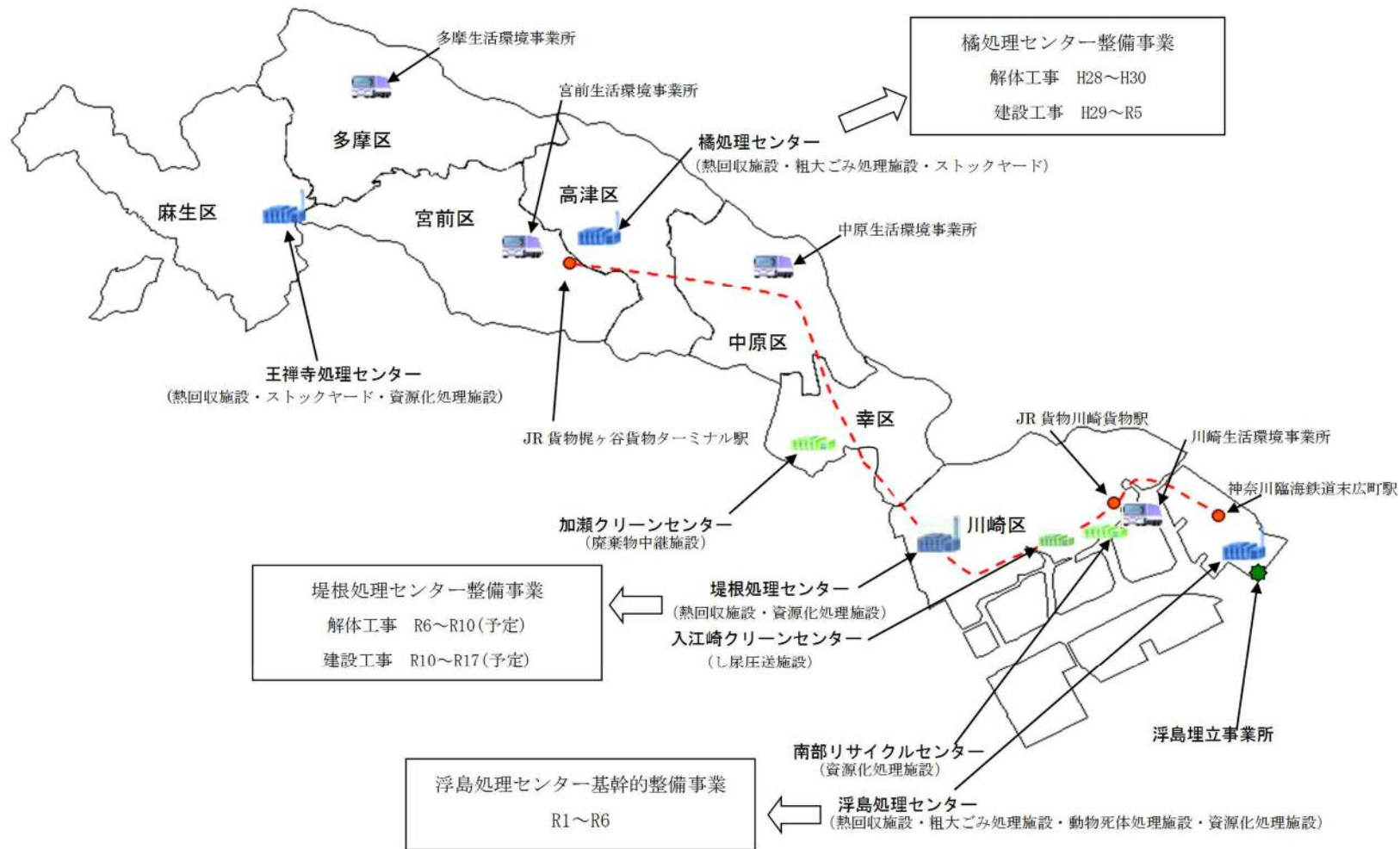
トレンドグラフ3  
(1人当たりの排出量、人口の推移)



トレンドグラフ4  
 (エネルギー回収量(発電電力量、熱利用量)の推移)



地域内の施設の現況と予定（位置図）



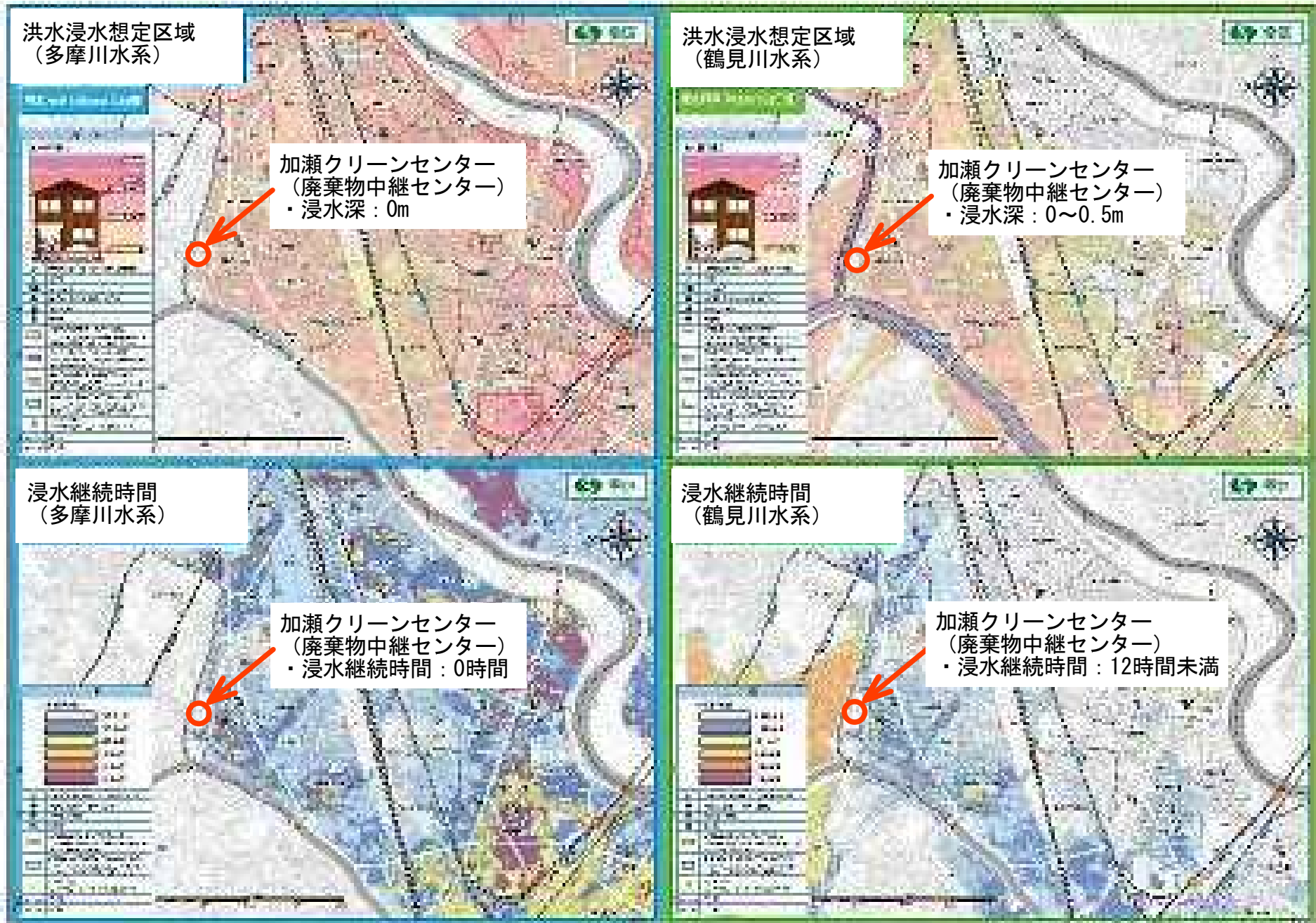


川崎市 洪水ハザードマップ (川崎区)





川崎市 洪水ハザードマップ (幸区)



川崎市 洪水ハザードマップ（高津区）

浸水継続時間  
（多摩川水系）

浸水継続時間とは、洪水により浸水深が0.5m以上となってから自動的に0.5m未満になるまでの時間を示したものです。









川崎市 洪水ハザードマップ（高津区）

洪水浸水想定区域  
（鶴見川水系）

洪水浸水想定区域は、大雨が降った場合に、  
川が溢れるおそれがある地域を示しています。  
この区域は、川の水が溢れ、道路や家屋などを  
浸すおそれがあります。



川崎市 洪水ハザードマップ（麻生区）



川崎市 洪水ハザードマップ (麻生区)



添付資料5 国土強靱化地域計画（事業記載部の抜粋）

かわさき強靱化計画に基づき実施する国の交付金・補助金等の対象事業一覧

令和4年3月末時点

項番	強靱化事業名	強靱化事業コード	所管局	国の交付金・補助金等の名称	事業の概要	箇所	数量	事業期間	総事業費(千円)	補足事項等
1	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	1103	総務企画局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	・資産マネジメントの視点に基づき、一層の安全性を確保するため、耐震1次診断で耐震補強不要とされた施設で専門家の工学的知見からの見解を得て選定した施設について2次診断を実施し、対策方針を策定し対策を進めます。	川崎区他	14施設	令和3年～未定	86,068	社会資本整備総合交付金に又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業に係る事業(耐震診断)です。総事業費は、R3から4年度の耐震診断費用(予算額)で、補強等対策は診断結果によるため総事業費に含まれていません。
2	特定天井対策の推進	1104	総務企画局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	・平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、本市の25施設の特定天井が、現行の法令基準に合わない既存不適格となっており、天井脱落による被害の軽減を図るため、計画的に改修を進めます。	川崎区他	25施設	令和2年～令和7年(着手)	1,775,501	社会資本整備総合交付金又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業に係る天井(特定天井)の耐震改修事業です。総事業費は、R3から7年度に計画している設計・工事費用(概算)を記載しています。
3	エレベーター等の安全対策(市保有施設)	2102	総務企画局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	・建築基準法施行令改正により、既存不適格となった一部の市施設のエレベーター等の安全対策を推進します。	川崎区他	未定	令和4年～未定	494,745	社会資本整備総合交付金事業(住環境整備事業 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業)に係る事業(エレベーターの防災対策改修に関する事業)です。既存不適格となっている昇降機の改修方針は決定していません。総事業費は、R4・5年度に実施予定の第3庁舎エレベーター7基の改修工事費用(概算)です。
4	ごみ焼却施設の耐震対策	8101	環境局	循環型社会形成推進交付金	・計画的な建替工事に向けて、交付金を活用し、脱炭素化社会に向け、より高効率なエネルギー回収設備を導入し、エネルギーの効率化を図るとともに、地震等の災害発生後、速やかに廃棄物処理が可能な施設として強靱化を実施します。	橋処理センター	1棟	平成28年度～令和4年度	32,184,000	建設工事費のみ計上
5	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	1101	まちづくり局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	・耐震改修促進計画に基づき、耐震診断士派遣、予備調査士派遣、助成制度の運用等により住宅の耐震化を促進します。	市内	-	令和3年度～令和7年度	496,251	
6	民間の特定建築物の耐震化	1102	まちづくり局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	・耐震改修促進計画に基づき、助成制度の運用等により特定建築物の耐震化を促進します。	市内	-	令和3年度～令和7年度	100,500	
7	地域における主体的な防災まちづくりの支援	1119	まちづくり局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	・火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助を中心とした地域特性に応じた防災まちづくりを推進します。	市内	-	令和3年度～令和7年度	84,000	
8	密集市街地の改善	1201	まちづくり局	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	・不燃化重点対策地区に指定した小田周辺地区と幸町周辺地区を対象として、補助制度(老朽建築物除却・耐火性能強化)の活用により住宅等の不燃化を促進します。 ・小田周辺地区においては、「小田周辺戦略エリア整備プログラム」(H30年度策定)に基づく促進策により、密集市街地の改善を推進します。	小田周辺地区 幸町周辺地区	141.3ha	令和3年度～令和7年度	821,717	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 統括表1

1 地域の概要

(1)地域名	川崎市	(2)地域内人口	1,489,564 人	(3)地域面積	144.35 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	川崎市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

\* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和6年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	168,297	176,348	169,228	172,956	180,062	175,078	158,500	(H27比 -9.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.66	2.94	2.85	2.85	2.88	2.86	2.30	(H27比 -19.6%)
	生活系 総排出量(トン)	326,682	322,216	319,097	310,994	305,674	306,696	303,376	(H27比 -1.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	208	195	191	179	171	170	155	(H27比 -8.9%)
	合計 事業系生活系排出量合計	494,979	498,564	488,325	483,950	485,736	481,774	461,876	(H27比 -4.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	461 (0.1%)	494 (0.1%)	456 (0.1%)	522 (0.1%)	493 (0.1%)	495 (0.1%)	626	(0.1%)
	総資源化量(トン)	128,664 (23.8%)	144,685 (26.5%)	143,054 (26.7%)	154,299 (29.0%)	161,541 (30.3%)	155,552 (29.5%)	167,400	(33.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	70,744	72,201	108,071	99,975	110,085	117,750	165,700	
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	2,200	3,113	8,605	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	61,817 (12.5%)	47,712 (9.6%)	41,140 (8.4%)	47,671 (9.9%)	48,990 (10.1%)	46,108 (9.6%)	41,914	(9.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理計画の目標及び将来予測を基に、地域計画の目標を作成している。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
マテリアルリサイクル施設 (資源化処理施設)	南部リサイクルセンター	川崎市	空き缶(磁選、圧縮) ペットボトル(圧縮、結束) 空きびん(選別、カレット)	28t/日 7t/日 20t/日	H10.3 # #			(浸水深 0.8m~1.2m(津波))施設稼働が困難な場合は、王禅寺処理センター資源化処理施設で受入れ・処理する。	
	浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎市	粗大ごみ(剪断・回転・磁選)	50t/日	H7.9			(浸水深 0m)	
	堤根処理センター 資源化処理施設	川崎市	空き缶(磁選、圧縮) ペットボトル(圧縮、結束) 空きびん(選別、カレット)	15t/日 1.5t/日 20t/日	H4.3 H11.2 H8.3	空き缶 H28.4廃止 ペットボトルH28.4廃止 空きびん H30.3廃止	R6.10 (予定)	(浸水深 0.5m~3m(洪水))平成30年に廃止済みであり、対象物は王禅寺処理センター資源化処理施設で受入れ・処理する。	王禅寺処理センター資源化処理施設稼働に伴い廃止
	橋処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎市	粗大ごみ(剪断・回転・磁選)	50t/日	S63.2	H28.4 廃止	H28.4	(浸水深 0m)	王禅寺処理センター資源化処理施設稼働に伴い廃止
	王禅寺処理センター 資源化処理施設	川崎市	空き缶(磁選、圧縮) ペットボトル(圧縮、結束) 空きびん(選別、カレット) 粗大ごみ(剪断・回転・磁選)	20t/日 12.5t/日 25t/日 40t/日	H28.4			(浸水深 0m)	
	橋処理センター (ストックヤード)	川崎市		建築面積 330.28m <sup>2</sup>	H17.4	H28.4 廃止	H28.4	(浸水深 0m)	
	浮島処理センター 資源化処理施設	川崎市	ミックスペーパー(圧縮梱包) プラスチック製容器包装(圧縮梱包)	70t/日 55t/日	H23.3			(浸水深 0m)	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	浮島処理センター	川崎市	全連、ストーカ、発電	900t/日	H7.3			(浸水深 0m)	
	堤根処理センター	川崎市	全連、ストーカ、発電	600t/日	S54.3	R5.4 廃止予定 R17.10 竣工予定	R6.10 (予定)	(浸水深 0.5m~3m(洪水))施設稼働が困難な場合は、他2施設で受入れ・処理する。	
	橋処理センター	川崎市	全連、ストーカ、発電、中継	600t/日	S49.11	H27.4 廃止 R5.10 竣工予定	H28.4	(浸水深 0m)	
	王禅寺処理センター	川崎市	全連、ストーカ、発電	450t/日	H24.3			(浸水深 0m)	
中継施設	加瀬クリーンセンター	川崎市	コンパクト・コンテナ式	300t/日	H7.3			(浸水深 0m~0.5m(洪水))プラントホームのレベルを浸水水位以上としている。	
最終処分場	浮島2期廃棄物埋立処分場	川崎市	海面埋立	2,673,500m <sup>3</sup>	H12.4			(浸水深 0m)	
し尿圧送施設	入江崎クリーンセンター	川崎市		500kL/日	S51.12			(浸水深 0.15m~0.5m(津波))土嚢等により浸水対策を施し、浸水した際は宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設で貯留する。	
その他	浮島処理センター	川崎市	動物死体処理施設 (ハッチ、二次燃焼型バーナ式)	150kg/日	H7.9			(浸水深 0m)	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル施設 (資源化処理施設)	橋処理センター 資源化処理施設	川崎市	ミックスペーパー(圧縮梱包)	45t/日	R5.10 竣工	安定的なごみ処理体制を確立するために資源化処理施設を新設する。	有 (橋処理センター)	H28.4~H31.3	(浸水深 0m)	-	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	堤根処理センター	川崎市			R17.10 竣工 (予定)	老朽化が進んでおり、安定的なごみ処理体制を確立するために更新予定。	有 (堤根処理センター)	R6.10~R10.10(予定)	(浸水深 0.5m~3m(洪水))対策を実施。内容については検討中。	-	
	橋処理センター	川崎市	全連、ストーカ、発電、中継	600t/日	R5.10 竣工	老朽化が進んでおり、安定的なごみ処理体制を確立するために更新予定。	有 (橋処理センター)	H28.4~H31.3	(浸水深 0m)	-	



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 ※2	規模 単位	事業期間 ※5 開始 終了	総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備 考			
					平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度				
<b>○マテリアルリサイクル推進等に関する事業</b>						4,655,624	0	0	7,668	481,788	633,219	2,030,606	1,502,343	2,281,529	0	0	0	216,000	244,245	1,368,798	452,486	
資源化処理施設整備事業 (橋処理センター整備事業)	2	川崎市	45 ㎡/日	H29 R5		4,655,624	0	0	7,668	481,788	633,219	2,030,606	1,502,343	2,281,529	0	0	0	216,000	244,245	1,368,798	452,486	総事業H28~R5
<b>○エネルギー回収等に関する事業</b>						44,960,949	170,100	742,076	1,298,214	3,308,562	11,508,402	10,852,041	17,081,554	21,738,090	100,980	670,553	422,531	1,472,300	7,759,988	6,414,826	4,896,912	
ごみ焼却施設整備事業 (橋処理センター整備事業)	1	川崎市	600 ㎡/日	H29 R5		32,443,434	170,100	742,076	1,298,214	1,525,176	8,355,210	9,561,653	10,791,005	17,713,938	100,980	670,553	422,531	1,220,400	6,821,160	6,403,947	2,074,367	総事業H28~R5
ごみ焼却施設整備事業 (浮島処理センター基幹的設備改良事業)	4	川崎市	900 ㎡/日	R1 R5		12,517,515			0	1,783,386	3,153,192	1,290,388	6,290,549	4,024,152	0	0	0	251,900	938,828	10,879	2,822,545	総事業R1~R6
<b>○施設整備に関する計画支援事業</b>						223,231	26,977	14,494	8,812	30,920	82,634	12,504	46,890	218,994	26,043	13,655	8,812	29,861	82,634	12,504	45,485	
橋処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業に係る地下水調査等業務委託	1	川崎市		H29 H30		1,188	741	447	0	0	0	0	0	1,188	741	447	0	0	0	0	0	総事業H28~H30
橋処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業に係る総合評価支援業務委託	1	川崎市		H29 H29		10,583	10,583	0	0	0	0	0	0	10,583	10,583	0	0	0	0	0	0	総事業H28~H29
堤根処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業に係る環境影響評価等業務委託	3	川崎市		H29 R5		210,402	15,653	14,047	8,812	30,920	82,634	11,446	46,890	206,165	14,719	13,208	8,812	29,861	82,634	11,446	45,485	総事業H29~R6
堤根処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備事業に係る土壌調査業務委託	3	川崎市		R4 R4		1,058	0	0	0	0	0	1,058	0	1,058	0	0	0	0	0	1,058	0	
<b>○長寿命化総合計画策定支援事業</b>						7,398	7,398	0	0	0	0	0	0	7,398	7,398	0	0	0	0	0	0	
浮島処理センター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画等策定業務委託	4	川崎市		H29 H29		7,398	7,398	0	0	0	0	0	0	7,398	7,398	0	0	0	0	0	0	長寿命化計画等策定(H29)
<b>合 計</b>						49,847,202	204,475	756,570	1,314,694	3,821,270	12,224,255	12,895,151	18,630,787	24,246,011	134,421	684,208	431,343	1,718,161	8,086,867	7,796,128	5,394,883	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表3-1に示す事業番号と一致させること。  
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。  
 ※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。  
 ※5 焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市
(2) 施設名称	資源化処理施設 橋処理センター (マテリアルリサイクル推進施設整備事業)
(3) 工期 ※1	本地域計画期間 平成29年度 ～ 令和5年度 (全体：平成28年度 ～ 令和5年度)
(4) 施設規模	処理能力 ミックスペーパー 45 t/日
(5) 処理方式	ミックスペーパー 手選別、圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割 ※2	橋処理センターを解体し、その跡地に資源化処理施設を建設する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別収集・処理方法</li> <li>・ごみ容器の種類・設置基数</li> <li>・建築物の構造</li> </ul> </li> <li>②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模</li> <li>・ストック対象物</li> </ul> </li> <li>③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法</li> <li>・処理能力</li> <li>・設置場所</li> </ul> </li> <li>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数（積載量）</li> <li>・運行計画</li> </ul> </li> </ul>
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	4,655,624千円(全体：4,655,624千円) うち、交付対象事業費2,281,529千円(全体：2,281,529千円)
----------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市
(2) 施設名称	ごみ焼却施設 橋処理センター (エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業)
(3) 工期 ※1	本地域計画期間 平成29年度 ~ 令和5年度 (全体：平成28年度 ~ 令和5年度)
(4) 施設規模	処理能力 600 t/日 (200 t/日 × 3炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率 21.5%) ・ 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱利用率 (未定)%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	既存の橋処理センターを解体撤去し、ごみ焼却処理施設を整備する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	32,443,434千円(全体：32,443,434千円) うち、交付対象事業費17,713,938千円(全体：17,713,938千円)
----------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改修事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市
(2) 施設名称	ごみ焼却施設 浮島処理センター (エネルギー回収型廃棄物処理施設基幹的設備改良事業)
(3) 工期 ※1	本地域計画期間 令和元年度 ～ 令和5年度 (全体：令和元年度 ～ 令和6年度)
(4) 施設規模	処理能力 900 t/日 (300 t/日 × 3炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 (未定) %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱利用率 (未定) %) ・ 無 3. 二酸化炭素削減率 10.0% (予定)
(7) 地域計画内の役割 ※2	浮島処理センターの老朽化に対応するために、長寿命化計画を策定し、温室効果ガスの削減及びごみの安定処理を行うための基幹的設備の改良を行う。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	12,517,515千円(全体：14,217,515千円) うち、交付対象事業費4,024,152千円(全体：4,024,152千円)
----------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設 <u>橘処理センター</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	橘処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る地下水調査等業務委託	橘処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る総合評価支援業務委託	
(4) 事業期間 ※1	平成29年度～ 平成30年度 (全体：平成28年度～ 平成30年度)	平成29年度～ 平成29年度 (全体：平成28年度～ 平成29年度)	
(5) 事業概要	橘処理センター整備事業に係る地下水調査等を実施する。	橘処理センター整備事業に係るごみ焼却処理施設の建設工事に関する総合評価落札方式の標準型の手続きに沿った支援業務を実施する。	
(6) 総事業計画額 ※1	1,188千円(全体：2,430千円) うち、交付対象事業費 1,188千円(全体：2,430千円)	10,583千円(全体：14,689千円) うち、交付対象事業費 10,583千円(全体：14,689千円)	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設 堤根処理センター施設整備のため		
(3) 事業名称	堤根処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る環境影響評価等業務委託	堤根処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）整備事業に係る土壌調査業務委託	
(4) 事業期間 ※1	平成29年度～ 令和5年度 (全体：平成29年度～ 令和6年度)	令和4年度～ 令和4年度	
(5) 事業概要	堤根処理センター整備事業に係るごみ焼却処理施設の建設工事に関する環境影響評価等を実施する。	堤根処理センター整備事業に係るごみ焼却処理施設の建設工事に関する土壌調査等を実施する。	
(6) 総事業計画 額 ※1	210,402千円(全体：215,262千円) うち、交付対象事業費 206,165千円(全体：211,024千円)	1,058千円(全体：1,058千円) うち、交付対象事業費 1,058千円(全体：1,058千円)	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

# 長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	川崎市		
(2) 事業目的	焼却施設の長寿命化計画策定のため		
(3) 事業名称	浮島処理センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設）基幹的設備改良事業に係る長寿命化計画等策定業務委託		
(4) 事業期間 ※1	平成29年度～ 平成29年度)	平成 年度～ 平成 年度	平成 年度～ 平成 年度
(5) 事業概要	焼却施設の基幹的設備改良のための長寿命化計画の策定		
(6) 総事業計画額 ※1	7,398千円(全体：7,398千円) うち、交付対象事業費 7,398千円(全体：7,398千円)		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。